

鹿ド協第6号
令和2年5月8日

鹿児島県ドッジボール協会
登録チーム代表者様

鹿児島県ドッジボール協会
理事長 外 菌 利 博

チームにおける練習等の活動について（通知）

国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく全ての都道府県を緊急事態宣言の対象として5月31日（日）まで延長したところですが、各市町村立学校においては、順次、教育活動が再開され、各チームとも練習等の活動が再開されることと思います。

については、当分の間、練習等の活動の実施に当たっては、各市町村設置者及び学校長の指導・指示（練習会場の閉鎖及び練習の自粛等含む）、並びに下記の事項を遵守し、最大限の感染症対策を講じながら行ってください。

記

1 活動内容は方法の工夫

- (1) 分散登校を行っている学校にあっては、登校した者のみの活動とすること。
- (2) 登校日でない日の活動は行わないこと。
- (3) 臨時休業期間において、運動不足となっている選手もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、選手の怪我防止には十分に留意すること。
- (4) 選手が密集する活動や、選手が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- (5) 短時間で計画的な活動に努めること。
- (6) 活動の実施に当たっては、選手だけに任せるのではなく、監督、コーチ及びマネージャー等が活動の実施状況を把握した上で、指導にあたるよう徹底すること。
- (7) 他チームとの合同練習、練習試合等は行わないこと。

[裏面へ](#)

2 選手の健康・安全の確保

- (1) 健康状態を把握し、発熱等の風邪症状が見られるときは、参加させないこと。
- (2) 健康状態、参加状況、練習時間等は記録しておくこと。
- (3) 活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、選手間で不必要に使い回しをしないこと。

3 感染防止対策の徹底

- (1) 活動中も、こまめな手洗い・咳エチケットに努めさせること。
- (2) 更衣室等の換気や消毒に努めるとともに、利用に当たっては時間をずらすなど人が密集することがないよう配慮すること。
- (3) 体育館での活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。